会 議 録

会議の名称	第2回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	子ども家庭部
	子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 冨田 絵実
	子育て支援係長 福井 英雄
	子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子
	児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女
	教育委員会
	指導室長 浜田 真二
開催日時	令和2年10月22日(木)午前10時から正午まで
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	部会長 水津 由紀
	委員 小川 順弘、長岡 好、古源 美紀、鈴木 隆行、石川 健一
	コンサルタント 桑原 大実
	アドバイザー 半田 勝久
傍聴の可否	可 · 一部不可 · 不可
傍聴者数	5人
会議次第	1 開会 2 議題 子どもオンブズの在り方について
	3 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容	別紙のとおり
発言者名	
提出資料	次 第 資料3 救済窓口設置に向けた調査報告書
	資料4 小金井市相談機関一覧及び類似相談機関の個票
	資料5 子どもの権利に関する条例リーフレット及びHPで紹介してい
	る相談機関一覧(既存相談機関調査の機関) 資料6 現状の相談ルート
	資料7 子どもの権利救済機関設置が目指すものについて
7 ~ 11.	資料8 他自治体の対応状況
その他	

○水津部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第2回子どもの権利部会を開催いたします。

本日も半田先生に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

第1回目の開催後、皆様には自主勉強会への御出席もいただいて、本日の配付資料の調査報告書などの内容については御理解いただいているという認識でおります。

早速議論に移っていきたいと思いますが、まずそのあたりの前回の振り返りと資料説明を、事務局からお願いいたします。

○児童青少年係長 事務局の児童青少年係長です。本日お配りしておりますものが、次第のほか資料3から資料8と参考資料になります。資料3、救済窓口設置に向けた調査報告書。資料4、小金井市相談機関一覧及び類似相談機関の個票。資料5、子どもの権利に関する条例リーフレット及びHPで紹介している相談機関一覧。資料6、現状の相談ルート。資料7、子どもの権利救済機関設置が目指すものについて。資料8、他自治体の対応状況。参考としてSNS相談の他市での実施状況を、委員の皆様には配付させていただいております。資料のほう、不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

まず、前回の振り返りなんですけれども、第1回目は半田先生による勉強会を行い、 子どもオンブズとは何か、また本部会で話し合うべきことは何かというところをレクチャーいただきました。

その後、委員から各種御意見をいただき、また本会議開催までの間に自主勉強会を実施した上で、本日の議論の論点整理をさせていただいているところです。その中で、子どもオンブズにどういう機能を持たせるか、また、安心して相談できるとはどういうことか、それを踏まえて既存の関係機関との在り方について御議論いただきたいと考えております。

資料3から6については説明を割愛させていただきますが、資料3のページ17、25、40でそれぞれ調査のまとめが記載されておりまして、抜粋してお伝えすると、第1部の子どもアンケートの結果からは、相談を受けることのハードルを下げるアプローチ、また場所・方法については、年代により利用のしやすさが変化するというような分

析が出ております。第2部の子どもの権利条例相談機関アンケート調査結果からは、子どもや市民、関係施設に対する権利意識醸成のための旗振りとしての役割であったり、専門領域を生かした連携の方法、他機関で実施していない方法での実施が必要という分析が出ております。第3部の他自治体の調査結果からは、子どもの利用しやすいツールに時代的な変化がある、迅速な解決のため、相談担当者の役割・権限を明確にしておく必要がある、また、低年齢層に対しても救済できる体制を構築する必要があったり、非常事態、コロナ禍にも対応できるような体制の構築が必要ではないかといった分析結果と現状が出てきたところです。

今日御議論いただきたいのは、設置の目的部分、何のために子どもオンブズを設置するのかという部分の整理になります。これは、今後、市で設置の内容を固めていったときに、権限を持たせるための条例制定のときの第一条に記載する大事な部分の基となりますので、皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。何も足がかりがないと議論にならないかと思いまして、資料7の1ページの下段に、現状、市が考えている在り方、役割の案という形で載せさせていただきました。2ページ以降は、4つ、必要な機能が子どもオンブズにはあると思うんですが、設置の目的が変わると、どのように重点が変化していくかというのを略図化したものをつけておりますので、参考にしていただければと思います。

資料7について説明させていただきます。1、小金井市の現状として、資料3の調査・分析から見た子どもの現状ですが、小金井市の子どもたちは、自身に悩みがあるとき、約5割が身近な大人へ相談することによって解決を図っています。また、相談したいと思わない子どもも存在し、一定程度は自分で悩みを解決する力があることもうかがえます。一方で、相談したいけれどもできていない子どもが、小学生では約15%、中学生では約10%存在していました。悩みやつらい気持ちを抱えながら周囲に相談できずにいる子どもの存在は、無視することはできないと考えております。

また、資料4にそれぞれの相談機関の年間総件数を掲載しておりますが、現状の相談機関は、子ども自身からの相談が二極化しておりまして、相談してもいいと子ども自身に認知されていない相談機関については子どもの相談件数が少ない一方、既に認知されているスクールカウンセラーですとか教育相談所など、身近に感じている相談機関へは子ども自身から相談することができているという結果が出ております。多い機関では、全体の6割を子ども自身からの相談を受けているという機関もございました。

改めて、子どもに対して市や学校が目指している将来像を御紹介すると、記載のとおりになりますが、のびゆくこどもプランでは、「子どもがのびのびと育つまち」を目指しており、この育つというのが、こちらはコミュニティスクールの資料からの引用で記載してあるんですけれども、「これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断し、それぞれに思い描く幸せを実現していって欲しい」、つまり、将来的に自立できる大人になるために、子ども期に自分への自信、自己肯定感といったものを養って、生き生きと健やかに成長してほしいということになります。

そこで、下段の2、小金井市の子どもの権利擁護機関の目指すものとしては、大きく2つの役割を果たす機関であるとして提示してあります。1つは、権利が侵害されている今を救済する役割、もう一つは、将来にわたる財産となるような、子ども自身の問題解決力を底上げする役割です。具体的には、現状分析でお伝えしたように、相談したいけれどもできない子どもですとか、今は悩みがなくても、悩みができたときにきちんと周りに助けを求めることができる子どもにすること。つまり、前回部会後の意見の中で石川委員から御意見いただきましたが、現在の日本が自己責任とか、悩みを他者に相談するのは恥だとか、そういう文化があって、欧米のメンターとか、カウンセリング制度を気軽に活用するような土壌がなくて、大人でも相談をちゅうちょしてしまうようなことがあるというお話がありました。それは私もそうだろうなと思っておりまして、そこで心理的な相談ハードルを下げることが、子どもの権利を守るために子どもオンブズの重要な役割だろうなと考えています。

第1回部会の際に小川先生のほうから、物事には知ること、分かること、実際に利用することの3つのステップが存在するというお話も伺いました。既存の相談機関でも周知は行っていましたけれども、2ステップ目の分かることに至っていないのであれば、まずはそこを子どもオンブズが、全体として底上げできればいいのではないかということで、1つは相談してもいいんだと分かること、自分が悪い、自分なんてと思わずに、自分の生まれ持った権利を自覚すること、これは自己肯定感とも相関関係が、調査報告からも出ていましたので、子どもの納得につながるような広報・啓発の方法が必要かなと思っております。

そしてもう一つは、子どもを取り巻く大人の意識改革も同時に進める必要性についてです。 せっかく子どもが相談しても、思っていたものと違う対応をされると、せっかく

相談したのにというような失敗経験というか、大げさに言うとトラウマのような形で、 今後相談することをためらうことになりかねないと考え、相談される相手が保護者であれ、相談機関であれ、施設の職員であれ、子どもの意見を尊重すること、子どもの立場に立つことの重要性や、子どもも尊厳のある人間であるという意識を持ってもらう啓発活動が一層必要ではないかと考えました。

2ページ目から、桑原さんから説明させていただきます。

○桑原コンサルタント ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の桑原です。

次のページからは、子どもオンブズの4つの機能のうち、どこに重点を置くとどういう形になるよというタイプを分けて作成いたしましたので、御覧いただければと思います。

まず、個別救済優先型、1枚目になりますが、パワーポイント資料では、「どんな事柄でも相談でき、親身に寄り添ってくれる窓口」と記しておりますが、個別救済においては、まずは相談者の気持ちを受け止めて、関係する子どもの視点に立ち、子どもたちが自ら問題解決に向けて自信を持って取り組んでいくことができるようにアドバイスを行っていくことが重要です。個別救済の相談段階においては、直ちに権利侵害と断定するようなことが困難な場合も考えられることから、現に悩み、苦しむ子どもの状況を解決するためには、権利侵害を限定的ではなく、できるだけ幅広い形で捉えた上で適切な支援を展開していくことが前提になるかと思います。

そのためには、子どもが自ら個別救済の過程に取り組むことができる体制、つまり子どもたちが積極的、能動的に参加しながら問題解決に向けて動き出せるようにしていくことが重要となります。それに加えまして、広報・啓発や制度改善、モニタリング等を活用しながら、子どもたちからの子どもの権利の認知を上げることですとか、自ら声を上げるのが難しい立場にいる子どもたちへの積極的なアウトリーチの周知を行いながら、一人でも多くの子どもをすくい上げる体制を構築して、相談することへのハードルを下げていくことを、こちらのパワーポイントに示させていただいております。これを既に行っている自治体の例で当てはめていきますと、世田谷区のせたホッとですとか、川西市のオンブズパーソンなどが当てはまります。

下のほうに「調整活動について」と記しているんですけれども、オンブズの特徴として、様々なトラブルに関する人権救済に向けた手前の調整活動というものがありますが、 救済を前提とした個別救済、相談活動というものがオンブズでは前提となりまして、現 実的には相談活動だけで終わってしまっているところが多いのが現状になっています。 そこで、相談できるだけではなく、その後の救済につなげていくという観点から、調整 活動というものを充実させることによって、子どもの立ち直りにつなげていくことがで きるような仕組みづくりが重要になるという意味で、ここに書かせていただいておりま す。

次のページにいきたいと思います。制度改善・モニタリング優先型ですけれども、こちらのパターンは、制度改善とモニタリングを重点に置いた子どもオンブズの仕組みを表したモデルとなります。子どもの権利が生かされる社会環境づくりの担い手として、子どもオンブズが活動していくという観点になります。市内の学校等への定期的な訪問やアンケートの実施等により、常時、子どもたちの権利が守られているかどうかをモニタリングすること、また、制度上の問題がある場合には制度改善の提言を行い、その提言を受けて市政やまちづくりが改善されているかを引き続き監視していくという流れで行うモデルとなっております。こちらのモデルについては、具体的には子どもの権利擁護委員会や子どもの権利擁護委員を置くことによって、定期的に集まり、状況や情報の共有、救済活動を展開することによって子どもたちの権利の浸透や救済を目指すというイメージになるかと思います。これを既に行っている自治体に当てはめますと、秋田県や岩倉市などになるかと思います。

3つ目の広報・啓発メイン型についてですが、こちらについては広報と啓発をメインとしたパターンになります。子どもたちが相談することに対してハードルを高く感じる理由については、知らない人であったり知らない場所に相談しに行くことへの懸念というものが挙げられるかと思います。ですので、この広報メイン型においては、学校への積極的な訪問や学校との協力で権利学習を実施していくなど、子どもたちには、何かあったらここに相談するといいよということを浸透させていくことに重きを置いたオンブズの構成案を示しております。また、学校等への積極的な訪問で広報活動をしていくことを通じまして、同時にモニタリングの実施等も行い、子どもの権利の周知状況の把握や、権利侵害の状況確認を行うことによって、より広い広報・啓発活動の検討へとつなげることも想定されます。広報・啓発による子どもの権利の周知を通しまして、市内の頼れる場所を知ってもらうことによって、子どもの社会的孤立を解消していき、積極的な社会参加を促すということも視野に入れながら、子どもオンブズの活動を遂行していくことなどが考えられます。これが既に行われている自治体の例としましては、宗像市

や豊田市、白山市や名古屋市等が挙げられるかと思います。

私からの説明は以上となります。

○児童青少年係長 続いて資料8の説明をさせていただきます。他自治体の対応状況を、ホームページ からになりますが、年次報告書を上げているところを調査した結果になります。ほとん ど、先ほど案内した中では個別救済型のところしか年次報告がまとまっておりませんで、 それぞれ先ほど御紹介したタイプ別の資料にはなっていないんですが、確認できた自治 体の年間対応件数はこのような形になっております。ちなみに平成30年度の件数を掲載させていただいております。

この延べ件数というのが1回目の相談だけではなくて、それに対する継続相談だったり、調整活動の件数が含まれているんですけれども、平均すると1日当たり2.8回の相談・調整活動を行いながら、ケースごとの対応についてケース会議を行ったり、啓発活動として学校での出張授業であったり、イベントへの参加をするような状況のようです。

下段3つにつきましては、他自治体ではなく現状の小金井市の子どもが使える相談機関の年間の件数についても、子どもの分で割合が出ましたので掲載させていただいております。

資料の説明は以上です。

○水津部会長 ありがとうございました。

ここから、小金井の在り方についていろいろ議論しなくてはいけないと思うんですけれども、今のところで分からないとか、もうちょっとここの辺をというところがあれば、 御意見をいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

今の資料説明に対する御質問などが特によろしければ、小金井の在り方について、設置目的の部分は、先ほど資料7の1枚目のところにあると思うんですけれども、最初にそこの議論に入りたいと思うので、どうでしょう。

○石川委員 本日は小金井市の子どもオンブズパーソンの設置目的と役割を整理していこうということで、この資料7で、目指すものについてまとめていただいた部分であったと思います。目指すもの、目的なんですけれども、1番は現状なので背景として、2番が主たる目的となると思います。2つ掲げられていて、今を救済する、擁護というのは危害から守るという意味なので、まさにそのまま。2番の将来にわたる子ども自身の問題解決力を底上げするというのは、結構、調査結果を踏まえてオリジナリティみたいなんですけ

れども、今回、目的としてここを大事にしたいよねと追記した部分というふうに捉えて 大丈夫ですか。1番は結構、当たり前になってしまう部分かと思ったので。

○児童青少年係長 資料7の2、「目指す姿・スローガン(案)」について補足で説明させていただきます。まず、権利侵害されている今を救済するというのがここに書いてある理由としては、権限を持って、申立てのあった事案についてオンブズパーソンが勧告なり指導なりしていくようなものを設置していく、子どもオンブズパーソンとしての権限を持たせるために必要な整理の部分がこの辺りになっています。将来にわたる問題解決力を底上げするというところが、お見込みのとおり調査結果ですとか、第1回、その後意見をいただいている中で、現状ある相談機関が使えていない理由だったり、そういったものを事務局の中で落とし込んでいった結果、こういったものが足りていない、それを小金井の全ての子どもたちに対しての救済として形をつくっていく、旗振りの役をしていくのがよいのではないかというところで記載させていただいたところになります。なので、上のほうは本当に困っている子限定というか、全ての子どもではなくて、困った人が困ったときにという形なんですけれども、下のほうは小金井の全ての子どもということで整理をしたところです。

○水津部会長 ということですけれども、その辺もちょっとイメージがとれないとか、いろいろあると思うんですけれども、御意見があれば。

○鈴木委員 この資料7の最初にあるスローガンのところというのが割と大事で、これからの方向性を決めていくと思うんですけれども、その後にあるパワポの、4つの項目で説明していただいたこととの対応というんですか、ぼけっと読んでしまうと、個別救済に関することだけがスローガンに上がっているようにも見えてしまって、よくよく見ると、権限があるとかそういうところで、制度改善のところにもかかっているのかなと読めなくもないんですけれども、ちょっと、後ろの4つの項目との対応というのが分かりにくいかなと思います。

実際のところ、どの辺を推していくのかとか、スローガンの段階で絞っていくのか、 全部カバーするようにしていくのかというところは、多分ここで議論しなければいけな いんですけれども、そのあたりはどうしますか。

○児童青少年係長 まず、資料7の1ページ目と2ページ目以降の対比という形の御質問についてなんですけれども、子どもオンブズパーソンのそもそもの役割として、2ページ目に書いてある4つに分かれている、どの機能も平等に必要なものではあるんです。資料7に書い

てある、今を救済するというのに特化する形になると、特化といったらおかしいですけれども、重点を置いていくと、2ページ目の個別救済優先型のような形のものを作っていくことになるんですね。小金井としては、今困っている子どもを救済するのももちろんなんですが、問題解決力、自己解決力を底上げしていくような制度にもしていきたいというところで、重点をそこではなくてほかのところに振り分けるのはどうかなと思って説明するような資料作りをしてみたんですね。

将来にわたる問題解決力を底上げするために、1つは制度・モニタリング優先型で、全ての子どもを取り巻く社会を分析して提言をして社会を変えていくという方法と、本人に対して広報・啓発だったり教育・学習を行い、本人の中での心のハードル、相談のハードルを下げていくという方法の2パターンがあるかなという形で、2、3、4ページの図に分けてみたんですが、分かりやすいかなと思ったんですけれども、分かりづらくて申し訳ありません。どの形になったとしても、この4つの機能は持たせる必要があるんですが、どこを重点にした活動を行っていくかのイメージについては、御意見をいただきながら固めていきたいなと思っているところです。

○鈴木委員 この4つあるうちの広報・啓発、教育が重点になることはまずなくて、これは絶対、 サブ的な話ですよね。個別救済がなくなることも多分ないと思うので、これは大前提だ と思うんですけれども、あとは制度改善とかモニタリングというのをどれぐらい強くす るかという部分かなと、個人的には思います。

それと、問題解決力と言ったときに、それは要するに個々の子どもの能力を向上させるという、半ば教育的な意味合いになっちゃうのかなというのがちょっと気になっていて、本来ここで解決力というのは、個人の能力というよりはポシビリティというか、社会全体としてそういうことができるような社会をつくるという意味の、環境づくりという意味なのかなと思いますので、問題解決力をと言っちゃうと、それこそ自己責任じゃないですけれども、自分で強くならなきゃいけないんだよみたいに聞こえちゃうので、その辺の方向性は少し、個人的に気になります。

○児童青少年係長 御意見ありがとうございます。確かに、問題解決力というキーワードというか、フレーズについては私も迷っていたところで、ほかにいいフレーズがあったら皆さんから 御意見いただきたいなと思っていたところなんですけれども、啓発・学習優先型で期待 されているのと、個別救済とかの広報と何が違うのかというところで、イメージで説明 すると、個別救済優先型の広報は、相談機関の周知をメインにしていくような、困った

らそこに相談してねで作っていくイメージで、広報啓発・学習優先型のほうは、権利を 持っているよ、自分が嫌な気持ちになったというのは、権利が侵害されたことだよと気 づけるような意識の醸成、そういったものをメインに子どもたちの中に根づかせていく というところで、学習、教え込みでという、先ほど鈴木委員がおっしゃっていたような お仕着せというか、自己解決力を上げるための教育という意味ではなくて、自分の持っ ている人権について自覚を持ってもらう。なので、個々のポテンシャルを高めるのでは なく、もともと持っているものに気づいてもらうというイメージでおります。伝わりま すか。

○水津部会長

多分、1のところの現状を救うためのということは間違いない、それはそうなんだけど、2番目の子ども自身の解決能力を上げるために何が必要かということは、また後の議論になると思うので、その文言をここに入れたほうが、この文章じゃなかったとしても、子どもたちが自分で解決できるような能力というか環境、そういうものを目指すという意味では、これを必要とするかどうかという議論がまずあって、その後、それを実現するためにはどの形がいいのか、どこに重点を置くのかということになってくると思うので、ここの柱、大きく言うと2本ということなんですけれども、それに関して、そこの部分に御意見をいただければと思うんですけれども。

半田先生、いかがでしょうか。

○半田先生

今、石川委員と鈴木委員から出た意見は、これからどういう仕組みをつくっていくの かというところの、とても大きなキーワードになっていくのではないかと。

事務局から提案をいただいたスローガンとか、スローガンという言葉がいいかどうかは置いておいて、まずは今までのアンケートの結果などから見えてきた中では、相談・救済機関というものを、子どもの権利の相談・救済に特化した機関を作らなければいけないということがまずここに表れていて、そういった活動をしていく中で子どもたちが実際に相談をし、そこからいろんなところに回されるということではなく、相談してよかった、ちゃんと自分の悩んでいることとかが解決につながっていったということを感じる中で、自己解決力みたいな、エンパワメントをしていくというところを目指していくんだというところが、確かにここに書いてあるわけですが、鈴木委員がおっしゃられるように、自己責任力というのか、自己解決力を身につけるように教育していくという方向につながっていくのはちょっと違和感があるというところは、まさにそのとおりなのかなと思ってお話を伺っていました。

そして、まず皆さんの議論というものが、最終的に条例を作っていくときに、小金井市の子どもオンブズの権限をどのようなところに持たせるのかと。今お話を伺うと、この4つの機能というのはどれも持たせていくべきだと。持たせていくんだけれども、予算や人員とかいろいろなものが限られているので、そこの中で部会としては、設置をしたときに、オンブズができたときには特にこういうところを重視して活動をしていってほしいんだと、そこの部分をここの部会の中で御議論いただくのかなというように思っています。

そして、広報・啓発ということでも、ちょうど今、豊田市の2019年度の活動報告書というのを持ってきたんですが、2019年度に子どもの権利学習への参加実績というのが、24校で実施しているんですね。やはり相当の労力がかかってくるし、人員も必要になってくるというと、ここの部分をメインに据えてどんどんやってほしいということにするのであれば、それだけのマンパワーをつけていく必要があるし、特に条例の中で子どもの権利学習みたいなものをしっかりやっていくことというのを提言していく必要があるのかなと思いますが、なかなか相談・救済ということと権利学習というものを同じ比重で力を入れながらやっていくというのは、相当労力が必要になってくる。しかし、前回小川委員の話が出ていましたが、まずこういった子どもオンブズを作ったときに、そういうものがあるんだということを子どもたちに知ってもらうのは、カードとかリーフレットとか、そういう広報啓発だけではなく、それを使っていいんだよと分かるようなアプローチも必要になってくる。

そして、それを活用することが、ここの表現で言うならば自分の自己解決力を上げていくということだけではなく、自己肯定感ということがキーワードになっていましたが、そういったものが育まれることにつながっていくんだということが実感できるような相談、解決を目指す。すなわち、子どもを中心とした解決力というものを育んでいけるようなアプローチを、オンブズというものがとっていくんだと、大人がこれまでのように解決をアドバイスしたりしていくということではなく、子どもを中心とした解決というものを目指していくんだと、そのような方向性をここの場で共有することができるといいのではないかなと思って聞いていました。すみません、まとまりがない発言をしてしまいましたが。

○水津部会長 ありがとうございました。何か分かった気がするんですけれども、例えば鈴木委員や 石川委員がおっしゃるような、2番のところのこういう表現ではなく、先生がおっしゃ るように子どもたちが自分で解決したことで自己肯定感を得て、子どもが中心、自分が 充実感を得られるような相談機能の在り方ということが、一つ大事なものだと思うので、 その部分と、あと私は個人的に、相談される大人の意識改革というのは非常に重要なと ころだと思うので、それは相談だけに限らず、町の中の大人の、子どもの権利に関する 意識改革というところはすごく必要な部分だと思うので、そこは入れていくほうがいい のかなと思っているんですけれども、入れ方が、条例とかそういうのに何がいいのかは 分からないんだけれども、町の中で子どもたちが相談して、自分が認められるとか、解 決してもらえて自分もよかったとか、いろんな感情が生まれることができるような内容 が、うまく分かりやすく目的の中に入れられたら、おっしゃっていることがいいのかな と思います。

断定的に聞こえるんですよね、この2番の問題解決能力というところが。これが独り 歩きすると、ちょっと違う方向に受け取られがちな部分になるかもしれないというのは 思いますね。

ほかに御意見、いかがですか。

半田先生

今の部会長のお話を伺っていて、これまで子どもの相談機関って、これだけいろいろあるんだけれども、そういったものが子どもの権利を基盤にした相談ということができているとはなかなか言えない部分があるのではないか。むしろ、このオンブズというものが、子どもの権利を基盤とした相談というのはどういうものなのかということを、その機関の中で体現していく、実施していくだけではなく、そういったアプローチをこれまでの既存の機関の受け手である方たちに広げていく、そういった意味では、そういう相談をしている人たちへの研修とか、子どもの権利に根差した相談とはどういうものなのかというアプローチを広げていくという役割も担っていくのではないかということを、お話を伺いながら感じました。

○水津部会長 御意見、よろしければいただければと思いますけれども。

○石川委員

この4つの役割のどこに重きを置くかによってマンパワーが変わってくるというお話があったので気になったんですけれども、先ほどの資料7の1枚目を見ていただくと、権利が侵害されているのを救済するというのは、資料3の調査報告書のほうで、相談できる人がいるかという設問に対して、相談したいけれどもできないという子が、小学生15%、中学生9.5%ということでした。そういった子に対してワンストップで解決できるオンブズパーソンがいるよということを知らしめていくと。さらに、相談したけ

れどももやっとした、解決したとは言いがたいみたいに感じている子どもが1割ぐらいいらっしゃった。それはやはり困っている子に当たる部分ですので、1番の「今を救済する」のほうでいいと思いますが。

個別救済なんですけれども、本当に規模が違うと思うんですね。他市の延べ件数で言われてしまうと、どんな1件なのか全然分からないですよね。例えば、横断歩道の手前で車が止まらない、それに対して子どもが毎回困っていると声を上げました、これを1件とするのか、あるいはいじめに悩んでいて自殺も考えてしまうような状況でやっと悩みを打ち明けた、これも1件、全部1件ですよね。なので、小さな我慢を積み重ねていたり、相談できないという状態が続いていくと、より深刻な事態になってしまうのかと思ったので、先ほどの個別救済優先型とした場合は、かなり権利侵害とすぐ断定できるものがないので、なるべく幅広くという桑原さんの発言があったと思うんですね。そうすると町の公園が使えないとか、さっきの交通事情が子どもに優しくないとか、半田先生のお話の中でも、チャイルドフレンドリーシティというお話があったんですけれども、そういったところも含めて幅広く個別救済をしていくとなると、かなりマンパワーが要ることになってしまうのかなと。

件数も、1日1件というのが目安のように出ていましたけれども、最初は広く認知してもらって内容も分かる、分かるというのは相談したら自分にとってよかったと思ってもらえる、そういうところまで含めて、相談したらどうなるんだということが分かるという状態だと思うので、件数を増やすためにもかなり幅広く相談を受け付けて、人数も相当確保しなければいけないのかなというふうに考えながら、ちょっと今、もやもやとしています。

以上です。

○半田先生

今、石川委員からお話があった年間実件数と年間延べ件数というところですが、まずこの年間実件数というのは、相談、1回で終わるものも20回かかるものも1件というふうにしたものです。年間延べ件数というのはいわゆる延べ回数のことで、1回で終わったもの、20回で終わったものというのを、例えばこの川西の70件に対して、いろんな活動を638回行ったということなので、この多くは1回や2回の相談だけで終わるという、いわゆる相談、そしてそれに対する対応で終わっていると。そこの中で申立てがあったり、またオンブズの自己発意の中で扱っていかなければいけないというふうに思ったり、また相談の延長上の中で対応をしていかなければいけないというものが、

この延べ件数の中に含まれていくというふうに御理解いただければと思います。

- ○水津部会長 これはあくまでも常設……。
- ○児童青少年係長 開館日数に関することのところに、週当たりの開館日数を入れさせていただいているんですが、年次報告書が掲載されていたものについては、ほぼ週5、週6やっているような機関が掲載していたので、電話が、土日を含めてやっているところと、平日だけのところとか、そういう違いはありますけれども、相談員が7時間とか8時間いる中で受けた件数という形ですね。

私も気になりまして、1回で終わる相談が何%ぐらいあって、2回、10回ぐらいの継続になる件数が何%ぐらいあるのかなと思って調べたんですけれども、それを示すような資料があまり年次報告書から読み取れなくて、1つだけ記述の中に見つけたのが……。

- ○水津部会長 これは、オンブズパーソンとして設置した場所だよね、どこも。
- ○児童青少年係長 はい、全国で36ある子どもオンブズパーソンを設置している自治体の、子ども救済機関とか救済委員会とか、いろんな名前はあるんですが、その年次報告書から拾っていますので、ただ唯一、長野県だけはそういう救済機関としては置いていなくて、教育相談ですとか男女の暴力、DVとかの関係の相談の未成年の件数だったりとか、そういったところで子どもの救済がどのぐらい行われているかを追っている自治体もあったんですが、ちょっと今、自治体名は出てこないんですけれども、大体8割ぐらいは1回の電話で終了のケースが多いというのが出ていました。残りの2割が、5回以内に終わるのがその中の6割ぐらい、10回以上いくのが残りの、全体で言うと0.7%とか、そのぐらいの形の記述を見つけはしましたが、それがその自治体だけなのか、ほかの自治体もなのかはちょっと分からないですけれども。
- ○水津部会長 そういうオンブズパーソンの、相談機関の設置と、従来のスクールカウンセラーとか 学校の中とか、ほかのところとの連携というか、関係というのはどういうことになって いますか。
- ○児童青少年係長 それもまちまちなんですけれども、前回、半田先生に勉強会をやっていただいたときに質問に答えていただいていた中では、学校の学級崩壊とかのところにもオンブズが入っている事例を紹介していただいていましたけれども、そういう、子どもの権利に直接関係のない事案でも日頃から連携しているようなところもあれば、虐待とかそういう事案によってそれを保護するとか、そういった権限までは子どもオンブズパーソンは持

っていないので、児童相談所とかの職員と連携しながら介入していったり、あとは関係 機関からの相談件数が何件というような年次報告の上げ方をしているところもありまし たので、今、現状、既存の相談機関が困ったときに再度相談のできる場所というような 立ち位置をとっているところもありました。それぞれの自治体によってやはりやり方、 どこまで連携できているかというのは違いがあるようです。

○水津部会長

基本的にオンブズパーソンの役割としたら、子どもがその子の問題を解決できる仕組みのことだと思うので、ワンストップで。子ども本位という意味ですよね。それを行えるための制度であればいいので、そのことがすごく重要だということが理念の中にあって、そのために、じゃ町の中ではどういう組織を強化しなければいけないのかとか、オンブズにどのぐらいの権限というか、そういうものを持てるのかというようなことがすごく重要で、その仕組みに関して、常設にするのかどうするのかというのはいろんなハードルがあるので、それはやり方を工夫することもできるというか、しなければいけないことだと思うので、でも一番大事なのは、オンブズパーソンを置くことで何をしなければいけないのかということが、まず入れたいところだと思うんですけれども、それはどうですか。こういうものであってほしいとか、そういう御意見を出していただくといいかなと思うんですけれども。

感想というか、御自分のお考えで結構ですので、難しく考えなくても、出していただいたらそれをまとめていけばいいと思っています。

○古源委員

オンブズパーソンの制度ができることによって、子どもが自分の意見を伝えられなかった部分を代弁してもらえるというのが大きな特徴というふうに伺ったと思うんですね。そういうことが既存の機関でもしかしてできていなかったとするならば、この相談機関ができることで救われる子どもが出てくると思うんですね。もやもやで終わらずに相談をし、解決まで自分も加わりながら、自分の意見を言いながら解決してもらえる場所ということで、それができるという意味合いで言えば、それは一つの設置目的だと思うんです。当事者が相談に行ったときに、ここならと思ってオンブズパーソンを訪ねるんだけれども、資料3を見たときに、他自治体のほうで、相談内容によって連携機関に振り分けるみたいな話もちょっと出てきているんですね。そのあたりが非常に迷っているというような意見もあると思うんですが、相談者はオンブズパーソンを選んで行くんだけれども、違うところで対応できますよというようなことも実際にあるとなると、相談者の意図はどうなっちゃうのかなと、ちょっとそこのところが私ももやもやとしているの

で、教えていただけたらと思います。

○水津部会長 半田先生、いかがですか。

先ほど前田さんから説明があったように、例えば虐待の相談が来たというときに、や ○半田先生 はり実施機関である児童相談所につなぐというのは、オンブズパーソンにおいても義務 ではあるので、そことつないで連携しながら対応をしていくしかないと。ただ、最初か ら虐待の相談が来るわけではない場合もあるので、そうすると、丁寧に関係を紡いでい って、そこの中で虐待というものがあるなということが分かり、そこで連携をしていき ながら、子どもの直接の相談というものは引き続き受け、その親の対応みたいなものに 関しては児相のほうにお願いすると。これはケースによっても違うんですが、そういう 対応をしていかざるを得ないということであったり、また、性に関わる相談とかに関し ても、オンブズパーソンのほうで丁寧にお話を伺うということもできますが、医療関係 とかにつながなければ、その問題が解決できないというような場合には、どういったと ころに相談するとこの問題が解決できるのかということを子どもと一緒に考え、幾つか 専門機関というものの情報を一緒に探しながら、子どもに伝えていき、その上でオンブ ズのほうからこの相談機関のほうにも連絡し、そこで一緒に解決につなげていきたいと いうことを子どもが望むのならば、そこから連携してつないでいく。ただリファーして 終わりという、もちろんそういうケースもありますが、基本的には子どもとともに考え ていきながら、その解決に必要な連携を探っていくというイメージなのかなと思います。

○古源委員 ありがとうございます。そうすると、オンブズパーソンとほかの関係機関との良好な連携というのは必要になってくるということですよね。同じ認識を持ちながら活動をしていくということですよね。

○半田先生 そうですね。解決イメージというものを関係機関と共有しながら、その子の最善の利益にとってどういう解決の仕方がいいのかということを共有しながら、対応に当たっていくと。

○古源委員 すごくよく分かりました。解決イメージを共有していくということですね。

○半田先生 そうですね、そこの中で関係機関とか実施機関が思うところ、今まで対応してきたところに子どもの気持ちとか、子どもの現実とか子どもの権利の視点からずれがある場合には、オンブズの権限の範囲の中でそのずれを修正していったりしていく、その視点がまさに子どもの権利の視点であり、かつ子どもの声から分かってくること、それをオンブズが上手に代弁していったり、子どもが意見を相手に伝えられるような環境を整えて

いくということも、オンブズの役割なのかなと思います。

○古源委員 ありがとうございます。オンブズパーソンと、相談員さんという役割がありますけれ ども、今先生がおっしゃったあたりのことは、やはり相談員さんも対応できるようなことですか。

○半田先生 そうですね。常設機関みたいなものを置くとして、オンブズパーソンは常にいるわけではないので、そこの中で相談を受けたり、常に勤務をされている方がいると。その方が中心になりながら、相手の子どものお話を伺っていくんですが、権利侵害があると、その権利侵害を解決するために調整に動かなければいけないというときには、相談調査専門員の方1人で動いてもらうわけにはいかないので、そこでオンブズと連携をし、関係機関に働きかけをしたり、動いて、子どもの気持ちを伝えたり、相手からのお話を伺ってそこで調整していくというようなイメージかと思います。

○鈴木委員 今の、関係機関と連携するというところは非常に大事だと思うんですけれども、そこが一番、疑わしいといったらあれなんですけれども、例えばいじめを受けていて学校に相談した、教育機関に相談したときに、それでは満足な解決が得られないからオンブズに相談した。その結果、これは学校の問題だと思って学校に戻されてしまったら意味がないわけですよね。同じビジョンを描いているかとか、そこが非常に大事だし、子どもの権利の視点からいってそれはよくない、まずいと思ったから働きかけをするといって、これはだからどれぐらい権限が与えられているかという話になると思うんですけれども、それが実際に機能するか、できるかというところが問題で、オンブズを設置する以上は、セカンドオピニオン的に今あるものとは違った視点で、ちゃんと独立に解決してくれないと困るのではないかなというふうに思うんです。関係機関に協力してとか、そっちに振ってとかではなくて、ある程度、もしくは医療関係のことはできないと思うので、そちらにある程度強い意思を持って指導できるような権限がないといけないと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。形骸化しちゃうと困ると思うので。

○半田先生 まずは働きかけをしていくということであったり、子どもの意見とか気持ちをお伝え していく、そして学校としても見立てがあるので、学校の先生たちの意見というものも 伺っていく。その中でどういったところにずれがあるのかというようなことを、オンブ ズの視点で見て、それを修正していく。その解決イメージみたいなものが共有できれば、 解決イメージの方向に向かって進めていくことができればいいと思うんですけれども、 なかなかそこで変わらないような部分が見えてきたりした場合に、オンブズの権限とし て行うことができるのが、是正要請とか意見表明という機能なのかなと思うので、そういうものを使っていく。しかしながら、オンブズは実施機関ではないので、あくまでも 実施機関の人たちの協力を得たり、それを動かしていくというような働きの中でしか解 決できない部分がほとんどだと思うので、そういった意味では連携協力体制というのは 欠かせないと思います。

なので、よくこういうものができると、そんなのは学校とかに勧告をしたり、是正要請をすることの中で変えていくしかないというふうに考えられる方も多いかなと思いますが、実際のところそういったところでは学校も変わらないし、学校以外のところもなかなか変わらないというのが現状ですので、粘り強い交渉と調整と共通理解に時間がかかることが多いのかなというふうに思っています。

あと、それは親に対しても同じで、親の考え方と子どもの考え方のずれみたいなものがあるケースもとても多いので、そういったことを、親の理解をどう促していくのかというところに時間を取られることがとても多いのかなと、他自治体のところを聞いていてもそう感じています。

- ○水津部会長 むしろ学校との問題よりも家庭の問題のほうが難しくなるかなとか、今、感じとしてすごく思いますね。学校は、今日は指導室長もいらっしゃるので、スクールカウンセラーと連携をとってということは今後、可能性としてはどうでしょうか。
- ○指導室長 オンブズマンとスクールカウンセラー、どうでしょうね。さっき言ったように親が学校に言って教育委員会に言って、納得できなくてオンブズマンに行く、そういったケースがあっても、こっちにまた結局戻ってきて、もう一回調べてというふうになる可能性もありますよね。スクールカウンセラーはあくまでも心理士なので、子どもの気持ちを聞いてという立場の人なので、自分で考えさせながら解決を導くということなので、ちょっと違うかなという感じですね。ですからスクールカウンセラー、難しいですね、オンブズマンがもし教育委員会に対して、学校に対して是正だとか、そういうのをやるのであれば、そういう権限を持たせるのであれば、教育委員会の指導、うちは指導、助言を既に持っている指導室なので、学校に対して指導はできますけれども、そっちの指導も入ったときに、やっぱり連携は指導室、教育委員会とオンブズマンで連携を取ってから指導に入ってもらいたいなという気持ちはします。
- ○水津部会長 そうですね、方法としてはそういうことだと思うんですけれども、やはり皆さんのお 話の中でも、あくまでもその子が困っている問題を解決することができるのが、オンブ

ズパーソンの役割であるということは御認識が、これは共通でいただけると思う部分な ので、そのために必要なものは何ですかということなのかな。

今、救済の内容はかなり、イメージを皆さん共有していただけたかと思うので、それを分かりやすく表現していきたいということが1つと、最初のほうに言っていた大人の意識改革とか、全体の仕組みの中での改革みたいなものを入れていくということで、この辺のところはよろしいですか。

○石川委員 改革という言葉が結構、ダメみたいな感じになっていて、要するにもやっとした1割 の子はいますが、とはいえそれぞれの関係機関だったり親御さんも、姿勢としては聞い ていたりするわけですよね。 どんどんよくしていくというイメージのほうがよくて、改 革というと今が駄目みたいな印象を持ちますので、「『将来にわたる』問題解決能力を 底上げする」のii番のところで、「相談される『大人』の意識変革」となっているんで すけれども、相談相手は、アンケートでは友達や家族という形で、それぞれ結構な割合 があったと思うので、子ども同士で解決したいというのが、その子にとっての解決の場 にあると思うので、それがしやすくなるようにするというのもオンブズの関われる部分 なんだと思うんですね。なので、ここに「相談される『大人』」と限定してしまうより は、相談を受ける側というか、関係機関や親、友達も含め、一言で言ってしまうと、い つも相談の文化と言ってしまうんですけれども、まち全体で、小さなことも我慢せずに 言い合える関係がいろんなところにできている、これが子どもの総合的な自己肯定感、 自尊感情につながっていくんじゃないかなと思います。大人の意識変革のところですけ れども、「大人」と限定しないということと、改革ではなく改善、よりよくしていくと いうニュアンスを持たせたいです。

以上です。

- ○児童青少年係長 すみません、今の改革ってどこの……。
- ○水津部会長 変革だね。私が今、改革と言ったから。
- ○児童青少年係長 「意識変革」の「変革」を「改善」にしたい。
- ○石川委員 何かい表現があったらいいですね。
- ○児童青少年係長 いい表現が欲しいです。
- ○長岡委員 すごく勉強させていただいているんですけれども、まず、私たちが目指すというか、4つぐらい段階があるのかなと思ったんです。例えば、困ったことを相談できるということ、広く相談できるということが一番大事なことじゃないかなと思っていて、その次

に、その困ったことをそれでいいんだよというふうに受け止めてもらえるということが、 すごく欲しいことだと思うんですね。そこをなくして、どんどん話が進んでいかないというか、例えばどんな困ったことでも、そのことは話していいということが大前提であること、それをそうだよねと受け止めてもらって、その次にその内容自体が命に関わるとか、権利が侵害されているとか、そういうことになったときに、虐待されていることはいけないことだよねというふうに、判断もある程度してあげられるというんですか、命とか権利までいっている場合になるんですけれども、そこまでいっていない場合には、その困ったを言えたこと自体が一番すばらしいことというふうに認めてあげること、よく電話してくれたね、よくメールをくれたねと言ってもらえることがまず第一段階で、そこからその深刻さが、ほかの機関にいくのかどうかという判断が出てくるということで、私たちが一番、子どもたちが相談できるというところにまずは重点を置くことじゃないかなと思うんですね。

次の機関にいくこと、古源先生もおっしゃったんですけれども、それは子どもたちに 選択してもらうということになると思うんですね、連携機関があるけどどうすると。や はり主体としての子どもたちがいてくれているわけで、その子たちが、虐待は悪いこと と分かったから、それだけで自分はストンと落ちたから、あとは自分でやるよというふ うに言うのか、そこは本当に子どもたちが、虐待を受けていたり、いじめを受けていた りすると自分が悪い、自分が悪いという劣等感を持っていたりする場合に、それは違う んだよという答えを求めるだけでも落ち着いていく子どもたちもいるかもしれないので、 まずは困ったとか、電話ができることと、あとはそれを受け止めてもらえることがまず 一番の狙いというか、目的じゃないかなと思いました。

○水津部会長 すごく基本的に押さえなければいけないところだと思いますので、貴重な御意見ありがとうございます。

かなり、相談の件ですとか、連携のこととかは御意見がたくさん出たかと思うんですけれども、もうちょっとその部分、もう少しお時間がありますので、いただければと思います。

○長岡委員 すみません、あと意識改革というところで言うと、石川委員の言われることがよくよく分かるというか、相談される大人が傾聴できるというんですか、その話を、それは違うよじゃなくてしっかり受け止める、傾聴というのかな。やっぱり大人って変われないと自分でも思っていて、情けないんですけれども、やっぱりその子どもの主訴というん

ですか、それを受け止められるキャパをつけるぐらいというんですか、石川委員からお話を聞いたときに、何かそういうふうに思わせていただきました。

- ○水津部会長 基本的に子どもの権利に基づいている話なんですよね、自分の考えを言うことができたり、それを受け止めてもらえたりということを実現するためにこの機関が必要だということで、ここが自治体の事業として上がってきているので、子どもの権利を守るためのものですよということは大前提のお話なので、そこを踏まえた相談なり連携のとり方ということが、絶対に入れなければいけない文言なので、そこを上手に書いていただきたいと。
- ○児童青少年係長 去年の子どもの権利部会のときにアドバイザーで参加していただいていた早稲田大学の喜多明人先生が、子ども、年少期というよりは若者向けにアンケートをとった結果の報告とかをお話しくださっていたんですけれども、相談自体が、自分が相談をするということにリスクを感じて、相談しないことが自分の安心につながるから相談しない子も中にはいたというお話があったり、あと長岡委員のおっしゃっていた傾聴だったり、受け止めてもらうというあたりについても、チャイルドラインと呼ばれている全国のフリーダイヤルがあるかと思うんですが、もちろん小金井でもどの時間帯にかけても、小金井の地区にかかるわけではなくて、その時間に空いている全国のどこかにかかっていくようなフリーダイヤルの仕組みにはなっているんですが、子どもが安心して相談できるポイントとして、匿名性と、誰にも言わないよと、相談したことが漏れない、ばれないということが挙げられていたかなと思うんですね。これが入ってくると、子どもの心理的なハードルが下がって、どんなことでもつぶやけるというか、話ができていくのかなと思うんですけれども、それを担保していくと、逆にそこで入った相談が緊急用件でも介入していけなかったりという部分があるんですね。

去年、三重県に視察に行ってきたんですけれども、チャイルドラインの活動をしているNPOが、三重県からもう1本、フリーダイヤルの委託を受けていて、チャイルドラインに入ってきた子どもの声で、この事案は個人情報を特定していったほうがいいと判断したものについては、もう一つのフリーダイヤルを案内して、本人が自分の個人情報を教えていいと判断したら、同じ人が受けるんですけれども、そっちのフリーダイヤルにかけてきて、個人情報を採収して連携しながら、児童相談所とかいろんなところが動いていくという仕組みづくりをしていたり、本当にどこに重点を置くかでやり方が変わってくる制度かなと思っているんです。子どもの権利を守るものではあるんですけれど

も、子どもに近い組織として仕組みをつくっていくと、匿名性だったり、誰にも教えませんと子どもと約束するということは、連携機関にもその話ができないという状態になってくるので、そのあたりがこの制度を設計する上でちょっと難しいなと感じているところではあるんですね。

市としては、権限を持ったものを設置します、匿名性とかをうたって安心のハードルを下げるのではなくて、本人たちの持っている権利に気づいてもらって、相談は誰にでも、いつでもしていいものだということを根づかせていくような方向はどうだろうというのが、この案ではあるんです。補足でした。

○石川委員

今の前田さんのお話を聞くと、チャイルドラインは匿名性があって相談したことがバレない。オンブズパーソンの場合はそこからして、どっちにもできるということですね。子どもが匿名を希望するのであれば、まだ匿名の状態でやっていく。何らかの状態で、先ほどはフリーダイヤルを案内して、子ども自らが選んで、個情報をありにして他機関との連携、これをオンブズパーソンであればワンストップでできるというメリットがあるんじゃないですか。子どもが望んだ時点で匿名でなくしていいと、要するに安心できるというのは、最初の時点でいきなり名前を名乗ってと言われたら、それは安心できないですけれども、匿名で話し始めていって、自分が匿名希望かどうかというのもまずは聞かれなくても、基本は安心して相談できて、この件が本人の中でどうしたいのかとなったときに、じゃ、個人情報というか、お子さん自身のことをもうちょっと詳しく聞かせてほしいという形で開示を求めていくことになると思うので、これを2回電話をかけさせるとなると、それだけでふるい落とされてしまう。ワンストップでできるというのがオンブズのみそだと思うんです。

○児童青少年係長 今現在のほかの相談機関、例えば虐待の通報のダイヤルとかそういうものでも、もともと匿名でかけてきても、市役所もそうですけれども、自分の名前を言わなくても相談には乗れるんですけれども、子どもの場合にはそれを明示する必要が、大人でもそこにかけたら絶対名前を聞かれるんだろうな、学校はどこと聞かれるんだろうなと思っていると相談しづらいと思うので、子どもとの約束として明示する必要が出てくると思うんですが、西東京市とかは、子どもオンブズパーソンのフリーダイヤルのところにそういう約束事を明記して掲載しています。なので、石川委員がおっしゃるように本人が望んだ段階で名前を聴取するというのは、どの方法になったとしてもできるものではあるんですけど、救済を目的にしていくと、傾聴だけで終わっていかないというか、難しい

んですけど、子どもの悩んでいる、思っている解決方法、いじめに遭ったからといって その子と仲直りがしたい子もいれば、転校したい子もいて、休みたい子もいて、いろん な解決方法があるのも聞いて、一緒に考えようね、そこまでは名前を言わなくても、他 市でやっているオンブズでも受けていますし、設置したものがどのような状態であれ、 一緒に考えることまではできると思うんですが、チャイルドラインと制度が違うといっ たらあれなんですが、チャイルドラインは関係機関への情報も何も漏らさないという、 連携を一切断った状態だから子どもの安心ハードルを下げていますというのをうたって いるので、連携の仕方についてハードルがあるというか、整理が必要なのかなと感じて いるところです。

例えば学校の先生に相談があったことは校長まで報告する必要があったりとか、今の 設置の中で言うと、それも電話を受けた担当者だけが抱えておくような、誰にも話さな いという整理だったり、そのあたりについて私もちょっと勉強不足なので、半田先生に ……。

- ○水津部会長 連携に関しては、やっぱりそれぞれの立ち位置があるのでいろんな形の連携があると思うんです。ただ、連携が必要だということが大事なことだと思うんですね。その子にとって本当に必要であれば連携しなければ解決できないし、チャイルドラインは傾聴機関なので、そういうことが必要な子にはそれを教えることができるだろうし、その連携の仕方というのはいろいろあると思うんですよね、先生。
- ○半田先生 匿名性を担保しながら相談を受け続けるということも、もちろんできると思います。 石川委員がおっしゃるように、ある段階で信用してくれてお話ししてくれることもあれば、ずっと名前は言いたくないという場合もあります。 権利侵害というものが分かって、そこを救済していくときに、匿名から実際に本人から名前や学校名を伺わないと対応できない場合もありますし、それでも言いたくないということがあれば、じゃ、それは情報提供をいただいたということで、オンブズの権限として入れていただきたい自己発意、オンブズの権限で、匿名で言いたくないんだけれども、それに関してはちょっと調査をしてみる中で、分かってきた権利侵害を、申立てはないんだけれどもオンブズの自己発意でこれを調査しますということで進めていくということは可能だと思うんですね。なので、ケースに応じて対応していくということですが、相談のハードルを下げていく、誰もが相談していいよというのは、名前を名乗らなくても連絡してもらって構わないよということを上手に伝えていくということは大切なのかなと思いました。

○水津部会長 そうですね、さっき室長が話したように、学校の問題はまた別の連携の仕方があると思うし、ただ、その子にとって大事なもの、解決するために必要なものができるということがオンブズパーソンの必要な権限だと思うので。

石川委員が最初に話があったように、日本人は相談文化がないというか、それは子どもだけに限らず、大人も確かにそうだし、相談イコールクレームみたいなイメージがあるじゃないですか、大人の相談の場合。そういう誤解というのはいろんな意味でなくしたいところですし、今困っている子どもたちに、こういうふうに自分たちが守られるものができたし、あるんだということが少しでも分かるような広報活動も当然必要だと思うんですよね。学校現場でもいろいろ、子どもの権利に関して小川先生も御尽力されていたと思うんですけれども、オンブズに関していかがですか。

○小川委員

難しいですね。今、昔の資料を見ていたんですけれども、平成8年なんですけれども、そのとき既にオンブズとか、いろいろ考え方が出てきているんですけれども、やっぱり家庭、学校、地域の総合的な連携が必要なんだというところが主張というか、大事ですねということが言われているんだけれども、平成8年からたってもまだその連携の仕方が難しい。さらに難しくなってきているのが個人情報という権利が、平成8年の頃はまだなかったですよね。だけど最近はそれが出てきたりするようなところがあって、難しくなってきているなというのを物すごく感じています。

もう一つは、子どもが相談するようなことに関して言うと、学校に関わること、学校 内での関わり、人間関係、それから教師の教え方、接し方に関わることと、家庭が起因 している課題があるかなというふうに思うんです。そこのところの分け方をちゃんと考 えておかないと、また問題が複雑になってしまう。

それから、子どもの相談は全て、全解決しなければいけないことなのかなと。ちょっと言い方が変ですけれども、例えばあの先生は嫌だから辞めさせてほしいんだというようなことも、子どもの権利としてあるのかというようなところの、考え方の誤解というか、あるんですね。

今、東京都では、子どもの人権に関わる冊子、1センチくらいの本を全都の教職員に配っています。人権に関わることは、鈴木さんも教育委員会にいらっしゃったから御存じかと思いますけれども、毎年全学校に配られますよね。それから子どもの権利に関する条約、これは東京都の教育委員会が平成6年に出したものなんですけれども、もう平成6年の段階で悉皆の、全員が参加できるような研修、伝達講習ではなくて。伝達講習

というのは、学校から誰か代表者が行ってそれを聞いて、学校で伝達する講習なんですが、悉皆の研修でやっているんだけれども、なかなか徹底ができない難しさ、子どもの権利に関わるものがどういうものがあるのかということ。ですから、ここにもありますけれども、家庭、地域、学校、教員を含めての意識がやっぱり一致していかないと、そごが生じる。

あとは同じ学校の中でも、例えば同じスクールカウンセラーでも、子どもの相談は一切、誰にも伝えない、それはカウンセラーの当然のことなんだという考え方もあります。でも、スクールカウンセラーに関しては、管理職には必ず伝えてほしいということを強く言っているところもあります。そこでやっぱりそごが生じていて、カウンセラーはずっと知っていたけれども、担任も分からなかった事象があったりということ。それから、同じことで言うと、教育委員会が関わっていると、SC、スクールカウンセラーとSSW、スクールソーシャルワーカーとの関係、民生委員との関係とか、連携を図れば図るほど複雑になってくるので、本当にただ制度をつくってやっていけばいいということではなくて、基本には本当に、子どもの権利を基盤としたオンブズマンということは、それぞれがある種、立場を越えて共通の理解を図っていかなければいけないなというところはすごく感じます。その共通の理解に関して、半田先生、いまだに課題があると思うんですけれども、それをどう解決していくかがやっぱり大きな課題なんだろうなと思っています。話がまとまりませんでしたけれども、本当に難しいことを今、私たちはここで考えているなというのを感じております。

あと、ちなみに学校の中ではこれだけの組織がある、SCがいますよね、SSWがいます、それから担任がいます。それから教育相談という担当がいます。それから養護の先生がいますね。それから生活指導の部会がある。それからどこの学校にもあるんですけれども、校内委員会と言って、特別支援を必要とする子どもや、いじめに関わること、この組織は必ずあります。それから学校関係で言えば教育相談所があったりします。これだけのものが学校の中にあって動いているんだけれども、これは校内のものであって、外部と連携していくときにまた関わりがいろいろとあるので、あとは保護者の意識との関係もあったりするので、またここでさらに考えていきたいなと。長々とすみません。

○水津部会長

ありがとうございました。連携って本当に難しいことだと思うんですけれども、なぜ 連携するのかということが、もともとの理念にあることなので、子どもが困っているこ とをちゃんと解決できる組織をまちの中に作りましょうということが大前提であるとい うこと、そのためにみんなが協力しなくてはいけないということが理念及び経験になる と思うので、具体的なことは次回以降でもいいのかな。取りあえず今出た意見を理念の 中に盛り込んでもらえますでしょうか。

○子ども家庭部長 今日、御議論いただいているところというのが、いわゆる基本的な考え方というのを一定、様々な御意見をいただいてきているかなと思っています。それと、子どもの権利機関の4つの機能というところに、今日はお時間をいただいたという形で思っておりますので、これをちょっと要約したような形で次回お出しするというのが、まず一ついいのかなと思っています。

今言ったように基本的な考え方としては資料7みたいな形と、皆さん方から出たことがキーワードということ。それと、機関に関しては4つの機能というところがありながら、今日は終始、1番目の救済機関のところの取扱い、特に他機関との連携のところの取扱いに、物すごく御意見いただいているかなと思います。以前、私も喜多先生からお話を聞いたときには、前田さんと同じようにそこに独立性を持たすという形を取ると、なかなか他機関との連携は、内容によってはしづらいというか、その情報は我々にも来ないというような形のオンブズ機関というような設置の仕方もあるようなお話もありました。

ただ、連携の仕方はいろいろあったりして、例えば関係機関に関しては、ルール上の話ですけれども、必要に応じて求めに応じなさいという形で条例で縛っていく方法は幾らでもあるのかなと思っていますし、小金井市としては横のつながりが大事だよねという形であれば、そこを規定していくという形のやり方もあるかなと思っています。ここは、ほかの機関はどういうふうにやっているのかなというのもあるかなと思っていますので、ちょっと調べる時間を取って、このような形でやっているよというところも、次にお見せしていくというところがいいのかなと。また今度、そこばかり特化していきますと、次のほうにもいけないという形もあるかなと思っていますので、その辺も踏まえて次回、次のステップも踏まえて資料を用意させていただくという形がいいかなと思います。

取りあえず今日、皆さん方の基本的な考え方というのはいろいろ出していただいた、 それと機能に関しては4つほどの中で、一番上の救済のほうに取扱いがあって、そこに 関する横のつながりというところは、我々も調べさせていただき、次の段階でまたちょ っと調整させていただくところがありますけれども、その4つの機能で、1番は当然や っていくところだと思うんですけれども、そこばかり特化してしまうと、次のほうにも 行けない部分もありますので、その他、3つある役割に関しても次回以降、御意見をい ただくような形で考えたいなと、事務局としては思っています。

○水津部会長

ありがとうございます。個別救済のために必要なものでもあると思うんですね、ほかの3つのところは。別々のものではないと思うので、その子を救うために必要な制度であったり、制度改革であったり、モニタリングであったり、広報だったりをしてくると思うので、その考え方があって、今後どういう仕組みをつくっていくのか、どこに重点を置くのかということを、このまちでできることを話していきたいなと思っていますので、その方向で準備していただいたものをまた次回、議論できればと思っています。次に向けて、アドバイスいただければ。

半田先生

ありがとうございます。皆さんのお話を伺いながら、本当に僕自身、改めてオンブズの意味、意義というものを感じた次第です。長岡委員がお話しされた、まずは相談できるんだ、そしてそれを受け止めてもらえるんだというのが、相談の基本原則であり、そしてここのポイントとしては、解決の主体として子どもをまずは置くということを位置づけていく、そして権利侵害なのかどうなのかというところ、これは今度は個別救済になっていくわけですが、調査の機能とか、調整の機能というものをどんなふうにこの機関に持たせていくのかということ。そして、広報・啓発、教育・学習というところもやはり重要なところであるなということを感じました。まずはそれを子どもに、子どもの権利学習というものをどう進めていくのかということと、関係機関であったり、母親学級とかPTAとか、親に対して子どもの権利の広報啓発活動というものをどう進めていくのかということも考えていく必要があるのかなと思っています。また、その原則としては匿名の問題とか、秘密は守るよということを明記していく必要もあるのかなと。

そして、大澤部長のお話を伺いながら、連携協力体制というところと、オンブズの独立性というものをどう担保していくのか。オンブズのポイントとしては、条例上、独立した運営というものをどう担保できるかということが重要であるわけですが、子どもの権利を救済していくためには、連携協力体制というものが重要である。でも鈴木委員が危惧されていたように、この連携協力というところばかりに主眼を置いていくと、せっかくオンブズを作り、そのオンブズの独立性の中での子どもの権利救済というところになかなかつながりにくいというか、関係機関とか既存の行政機関への配慮というものを重要視するがために、独立した動き方というものが侵害されたら、それは全く意味がな

いものになってしまうので、独立性とか第三者性、中立性、公正性、いろんな言葉がオンブズを検討するときに出てくると思うんですけれども、やはりそこの部分、第3回目には少し整理しておく必要があるんじゃないかなと思っています。

独立性の議論というのは、事務局とオンブズの関係をどう位置づけるかということもとても重要なポイントになってくるのかなと思います。また、教育との関係をどんなふうに築いていくのか。独立性とか是正勧告権というところばかりが表に出てくると、学校や教育委員会としても拒否反応が非常に強いものになってしまう。目的としては、子どもの最善の利益をどう実現していくのか、そのために子どもの声をどんなふうに聞いていくのか、そして子どもを解決の主体としてどう解決していくのかというところが主眼になってくるべきところなので、学校とともにこの機関の必要性を認識しながら、制度設置に向けていくということがとても重要なポイントになってくるんじゃないかなと、改めて感じました。ありがとうございました。

○水津部会長 ありがとうございました。次回の議論の方向性も見えてきたと思うので、まとめていただいてよろしくお願いします。

では前田さん、ありますか。

○児童青少年係長 ありがとうございました。次回までに御用意するものとしては、今日の議論をまとめたところでの資料と、他自治体でのほかの機関との横のつながりについての資料を御用意させていただく予定ですが、もし、ほかにもあるようでしたら、来週水曜日ぐらいまでに御連絡いただければと思います。

次回なんですけれども、石川委員から返信をいただいていなかったんですが、日程調整のメールを送らせていただいておりまして、11月26日木曜日は会議室が取れているんですが、いかがでしょうか。

日程についてはまた後日、改めてメールさせていただきたいと思います。その後、開 催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

○水津部会長 お願いします。日程はまた後日、御連絡ということで。

あと、何か追加でこういうものを調べてほしいとか、そういうものがあれば来週の水曜日ぐらいまでに事務局に御連絡いただければ対応していただけるということなので、 そういう形でさせていただきたいと思います。

○児童青少年係長 今日の、基本的な機能の件のまとめの資料作りについて、半田先生とか部会長と事前に調整というか、整理をさせていただきながら作らせていただこうかなと思いますの

で、また事前の配付ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○水津部会長 以上になりますが、よろしいでしょうか。

今日も朝早くからお越しいただき、ありがとうございました。皆さんの御意見でどん どん進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとう ございました。

— 了 —